

第5回 福岡市消費生活審議会 会議録

- ・開催日時 平成19年6月28日(木) 午前10:05～午前11:45
- ・出席委員 13名(1名欠席)
- ・傍聴人 なし

○開 会

辞令交付

市民局生活安全・危機対策部長 挨拶

議 題 1 役職者選任

議 題 2 部会の設置

議 題 3 不当な取引行為への「適合性原則」の導入について

事務局報告 平成18年度消費生活センター事業実績について

議事要旨

議 題 1 役職者選任

委員互選により会長に清水委員を選任した。

会長職務代理者として会長が矢野委員を指名した。

議 題 2 部会の設置

苦情処理部会と消費者啓発部会の設置を決定し、それぞれの部会に所属する委員を下記のとおり会長が指名した。

苦情処理部会 : 朝見委員・高松委員・矢野委員・愛智委員・藤本委員

消費者啓発部会: 岡委員・沼田委員・根岸委員・宮前委員・牛尾委員・
山口委員

議 題 3 不当な取引行為への「適合性原則」の導入について

事務局より議題の提案趣旨と改正原案の説明後、改正原案について審議を行った結果、原案を一部修正したうえで、市長に対して不当な取引行為の指定を変更すべき旨の意見を提出することを決定した。

(事務局説明要旨)

本市消費生活条例では禁止される8つの不当な取引行為の類型を定め、それぞれの類型に該当する具体的な行為として52の行為形態を別途市長が指定している。

近年、クレジット取引が手軽になったことに加え悪質事業者の手口も巧妙化し、認知症などの高齢者や社会経験の未熟な若年者などをターゲットとした被害が多発しており、従来の52の指定行為の枠では違反事実の調査・立証が困難な事案が生じている。

そこで、事業者は消費者の知識や経験、財産状況に配慮し、適合した取引を行うべきだとする「適合性原則」を市長の指定行為に明確に定め、これに違反する取引行為、すなわち当該消費者にとって一般的に不適當な契約の勧誘行為や締結を包括的に指導・規制の対象としようという趣旨である。

21条1項1号の指定行為(2)の修正に関する資料が1～2ページ、21条

1 項の3号への指定行為追加に関する資料が3～4ページとなっており、それぞれ偶数ページには現行の条例の規定及び指定行為を記載している。偶数ページの緑書き部分は今回、修正・追加をご検討いただいている部分で、それをベースに朱書きしたものが、前回審議会で提示した奇数ページの「前回試案」、その「前回試案」をベースに前回審議会の意見を踏まえ、さらに朱書きで追加・修正したものが今回提示している「原案」で、「原案」の朱書き部分を整理した最終形が線で囲んでいる内容となる。

また、資料5ページは前回審議会で出た意見について、事務局で考え方を整理したものです。（以下、資料に従い説明）

（審議の概要）

A委員：「取引目的」という言葉が若干気になる。他の要素は消費者の一般的・外形的事情が挙げられており、「取引目的」という取引の中身的なものがここに入っているのは、悪いとは言わないが違和感がある。「取引目的」とは具体的にどういうことを想定しているのか？

事務局：消費者が商品・サービスの取引をする場合、その商品・サービス本来の利用を目的とする場合のほか、例えば資産運用を目的とする場合など様々である。事業者はそうした消費者の取引目的に照らしても、適合した説明をし、契約内容も適合すべきであるという事を明記した。

A委員：それは知識とか経験とか判断能力に応じ、取引の内容・条件・仕組みをきちんと説明したかどうかの判断の中で考えればいいのではないか。

B委員：私もA委員と同じような違和感を覚え、外してしまう程の事は無いと思うが、異質だなという気がした。「取引の目的及び内容」という表現であれば若干和らぐのでは。

清水会長：ここでの「取引目的」というのは、商品それ自体とか契約内容条件そのものではなく、契約・勧誘をうける消費者側の動機みたいなもの。消費者と事業者には商品について情報格差があり、事業者はプロとして消費者の動機にも配慮すべきであるという考え方はあってもおかしくない。特に違和感までは感じなかった。

事務局：若年者や高齢者の相談の中で、契約した事実は間違いないが、どういう目的で契約をしたのか曖昧な場合がよくある。「取引目的」という言葉があれば、事業者指導の場面で「事業者として消費者はどのような目的で契約しようとしているのか把握していたか？」と突きつけられる要素として使えるという思いもある。

A委員：B委員の意見にもあったが、あっていけないというほどまでではない。会長の意見や事務局の説明のように、実際の事業者指導に使えるのであればそれは全然差し支えないと思う。

C委員：ここでの「取引目的」というのは「売買目的」とかではなく、消費者の内心の目的・動機ということ？であればその辺がはっきりするような表現を用いた方がいいのでは。

清水会長：表示された動機・目的ということになるが、ここは「取引目的」でいいのではないか。

C委員：いずれにしても、ここで事業者側に求められている説明は、消費者の取引動機としての目的を把握していないと説明のしようがないということにはなる。

D委員：「支払目的」ということではないか。

A委員：ここでの「取引目的」とは契約する目的のこと。支払は契約に基づいて商品やサービスを取得する対価として行うものでありそれも含まれるから、「支払い」という事に限定する必要はないのでは。

清水会長：「支払目的」とは払う側面からの言い方で、「購入目的」という言い方もあり、購入するから支払うということにもなる。購入目的、支払目的は同意義で、支払う部分だけを取り上げる必要は無く、「取引目的」にはそうしたことが全部含まれている。

E委員：消費者の「取引目的」に応じた適切な説明をすべきという文は、意味もわかり易くていいし、何も違和感なく感じるが…。

A委員：事業者指導の場面で、逆に事業者側からこれを問題にされる可能性はないか？例えば事業者が「消費者の個別の取引目的は知らなかったなのでそのような説明はしなかった」というように逆に使われることもあるのでは。細かい判断材料が入るとかえって不都合が生ずる場合があるんじゃないかという危惧もあるが…。なければ今までの議論の結果として、入れて差し支えないと思うが。

事務局：条例施行時以降、すでに52の指定行為があるが、事業者指導の経験上、具体的場面で現実的に使いにくい表現とか直接的に使えないというのがある。また、将来的に新たな取引形態が現れることも考えられるため、取引の不当性に結びつけられる要素はなるべく取り込みたいというのが本音である。「取引目的」を知らなかったという場面では、事業者としては当然そこまで把握するべきではなかったかという指導の形で使っていくことになる。

清水会長：消費者の取引目的を事業者が配慮しないといけないかどうかは、取引内容とか商品の種類にもよるものだ。

F委員：商品その物の説明よりも、それに関連する内容の説明で商品を誤解させ売りつけるというのが現場では多い。それを直接法律で規制する事も今はされてないので、こういうのが入っていると相談員は非常に助かるだろうと思う。

G委員：ここを「取引内容及び目的」とすると、文章の意味の繋がりがおかしくならないか。原案の文面では「取引内容」は事業者サイドの説明すべきこと。「取引目的」は「消費者の」が掛かっているように事業者が配慮すべきこと。原案のままでいいのではないかと思う。

清水会長：特に問題があるということでなければ、指定行為(2)の修正については、原案どおりで承認するという事で、新しく契約内容に関して指定の追加をしようという件に関して意見ををお願いします。

A委員：今回の原案は非常にすっきりしていて、最終的にはこれでいいのだろうと思う。ただ、目的からしてやむをえないのかもしれないが、3号の指定行為(7)とか(8)はかなり具体的な行為が示されているが、これらと比較して原案は包括的な規定になっており法体系的にややバランスが悪いように思う。また、財産状況で「収入」が省れている。財産状況の中を含むという理解はできるが、やはり端的に契約の適合性を判断する上で、「収入」という言葉はあった方がわかり易いのでは…。

清水会長：指定行為を新しく追加するのは良いけれども、もうちょっと具体的な表現にできないだろうかという意見ですが…。

A委員：契約内容に関する適合性原則を具体的に規定するのは難しいと思う。ただ適合か否かを判断する上でより具体的な要素として「収入」という文言はあった方がよいと思う。

事務局：適合性原則は取引に全体に渡る考え方であるため、適合しない内容を個別具体的に記載しようとする、限りがなくなってしまうため抽象的にならざるを得ないというのはあった。市の法制担当との事前協議においても同様の指摘を受けており、運用基準なりを定めることで対応したい。

C委員：財産状況に「収入」は含まれるのか？違うような気がするが…。

A委員：不動産とか財産はあるが現実の収入は無いというケースもあり、特に現実の契約の場面の話では違う感じもする…。

C委員：「収入」というのは将来のものを指す概念ですから、言ってみれば信用です。「財産状況」という広い概念に「収入」が入るといえば入るし、入らないといえば入らないし、そういう意味で違和感がある。

事務局：試案段階で「収入」を入れたのは、「財産状況」というのは少し漠としているので「収入」という言葉を入れることである程度明確になるのではと考えた。今回の原案で落としたのは、他の要素が一単語で並んでいる中で、「収入や財産状況」という表現はバランスが悪いと考えたが、A委員、C委員のご指摘を踏まえれば、あった方がよりわかり易く正確になるのであれば、列記する形で記載することは可能。

H委員：「身体状況」に関して、一見普通の人と変わらない人のトラブルが結構あるように聞いている。特に痴呆の場合などが問題になっている。ここでいう「身体状況」を判断する時に、医者 の 証明 と か で 「身体状況」を証明できる人が対象というような事になるのか？

事務局：「痴呆」などのケースは「判断能力」に関する指定行為で対応できると考えている。ここでの「身体状況」というのは、耳が不自由であるとか、手が不自由であるとか客観的に見てわかるような内容、あるいは精神的な障害でも何かそれに関する手帳を持っているとか、そういった客観的にわかって当然、あるいは事業者として当然そこまで聞くべきではないですかという内容も含めてこの「身体状況」というのは考えている。

C委員：「聞くべきじゃないか」というのは、見た目から注意しなきゃいけないという意味？

事務局：基本的に外部から見て客観的にわかるような内容は、当然配慮すべきだろうし、取引に入る前の消費者とのいろいろなやり取りの中で事業者として推測が可能である部分は、当然配慮してしかるべきだという考えである。

G委員：「収入」について、高級一軒家に住んでいても現金収入が無いという高齢者はたくさんいる。そういう意味では財産状況とは別に「収入」は明記しておく方がよいと思う。

清水会長：「収入」という言葉を入れた方が解り易いという意見のようだが…。

事務局：確かに「財産状況」は専ら固定的な意味合いにとれ、「収入」はこれから入ってくる将来の未確定な要素も含むので、「収入」を入れる方向で修正させていただきたい。

清水会長：それでは審議会としては、原案に「収入」を入れた形で修正した内容で承認するということにします。先ほどの1号の指定行為(2)の修正についても同じく「収入」を入れることになりですね。

事務局：特に問題はないと思います。

清水会長：それでは 21 条 1 項 1 号の指定行為（2）の修正と 3 号への指定行為追加については、原案を修正した形で審議会の意見として提出したいと思います。

事務局報告 平成 18 年度消費生活センター事業実績について
資料により所長が平成 18 年度消費生活センター事業実績を説明。

○閉 会